

## 附属機関等の概要

附属機関等の名称	福山市知的障がい等教育支援委員会
設置根拠	福山市教育支援委員会条例
設置目的	心身に障害のある幼児(満5歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。)、児童及び生徒(以下「幼児等」という。))の適切な就学指導、助言等を行う。
設置年月日	2014年(平成26年)4月1日
委員数	16人以内
公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開
非公開とする根拠 又は理由	教育支援委員会では、幼児児童生徒の障害の状態、就学指導に関する資料、保護者の意向等の状況を踏まえ、就学先を協議している。協議は個人を識別することが可能な情報が多く含まれているため。
庶務担当課	学びづくり課
	TEL(084)928-1170
備考	